

# 廃棄物処理法の解説

一般社団法人 三重県産業廃棄物協会

## 【委託契約に関する質問】

Q1: 複数の企業で構成する共同企業体（以下「JV」という。）で受託した建設工事で発生した産業廃棄物の処分について、構成する企業が産業廃棄物の収集運搬及び処分を行う場合にもJVと産業廃棄物処理委託契約書の締結が必要か？

また、外部委託する場合の委託契約書の締結は、だれが行うべきか？

A1: 廃棄物処理法では、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物については、注文者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者（元請業者）が排出事業者となります。

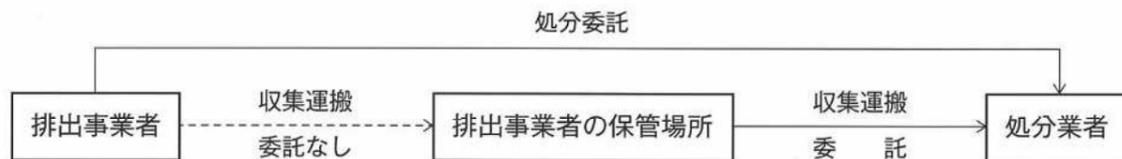
このことから、共同企業体形式で建設工事を受託する場合における産業廃棄物の排出事業者は、発注者との契約形態や施工の方法により決まります。

例えば、共同企業体が工事箇所を区分する形態で受注している場合においては、個々の工事箇所を担当する共同企業体構成企業が排出事業者となります。つまり、当該工事から生じた産業廃棄物を自ら処理する場合は産業廃棄物委託契約書の締結及びマニフェストの交付は必要ありませんが、別の構成企業に処理を委託する場合は、産業廃棄物委託契約書の締結及びマニフェストの交付が必要となります。

なお、JV各構成企業は工事全体に対して連帯責任を負っていることから、産業廃棄物の不適正な処理が行われた場合には、構成企業すべてに対して改善命令等の行政処分の対象となるおそれがあるので注意が必要です。

## 【産業廃棄物管理票（マニフェスト）に関する質問】

Q1: 自社の敷地内或いは自社所有地へ廃棄物を移動させる場合でも、産業廃棄物処理委託契約書の締結及びマニフェストの交付は必要か？



A1: 自社の敷地内或いは自社所有地への移動であっても、産業廃棄物の収集運搬を行う場合には廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の適用を受けます。そのため、他者において行う場合には、産業廃棄物収集運搬業者への委託が必要であり、当然に産業廃棄物処理委託契約書の締結及びマニフェストの交付が必要となります。

Q2: 私は産業廃棄物処分業者を営んでいます。

産業廃棄物が持ち込まれた時には、受取ったマニフェストに誤り等が無い確認し、直ちに必要事項を記載して、運転者にマニフェストの写し（以下「C2票、D票」という。）を渡していますが、廃棄物処理法違反と指摘を受けました。

10日以内に必要事項を記載したC2票、D票を返しており、なぜ廃棄物処理法違反と言われるのかわかりません。

A2: マニフェストは産業廃棄物の処理が終了後、10日以内に送付する必要があります。

質問のように、産業廃棄物収集運搬業者から産業廃棄物の引渡しを受けた後、当該廃棄物の処分が終了する前にC2票、D票を返却することは、廃棄物処理法第12条の4第3項に違反する虚偽管理票写しの送付に該当します。

なお、当該違反は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金、産業廃棄物処理業許可の事業停止等の行政処分となるおそれがあるので、取扱には十分注意してください。

## 青年部だより

### 部長新年挨拶

新年明けましておめでとうございます。会員の皆さまには、健やかに新年を迎えられた事と心からお慶び申し上げます。日頃は青年部会活動にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。私の青年部会の会長任期もあと少しとなりました。当初はこのような大役を果たせるのか不安でしたが、この青年部会のメンバーのおかげで、何とか今までやれることが出来たと思ひ、大変感謝しています。また、「繋がりを深めよう」と青年部活動をしてきましたが、会員も私自身もたくさんの繋がりと友情を得られたと思ひます。この経験を今後の会社運営に繋げていきたいと思ひます。青年部会は私にとって大変貴重な経験をさせて頂きました。これからも活発な青年部活動をしていきたいと思ひます。

今年も変わらず青年部活動にご理解、ご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。年頭の挨拶とさせていただきます。



会長 野瀬長勢

### 平成30年9月 北勢地区事業 ～人財との向き合い方を学ぶ旅～

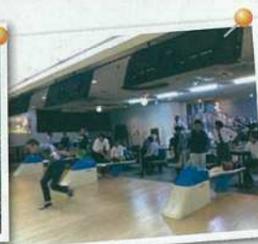
平成30年9月26日、27日に青年部メンバー16名で「人財との向き合い方」をテーマに兵庫県の株式会社姫路環境開発を訪問させていただきました。処理場の見学をさせていただきました。見学後は、同社に人財の向き合い方についてプレゼンテーションさせていただきました。同社では、人財と向き合うために「ひとこと日報」という取り組みをされていました。「ひとこと日報」とは、日報にその日の「ひとこと」を従業員の方たちが書き込み、社長が必ずひとことに対して返事を行い、従業員ひとりひとりと向き合う取り組みでした。この取り組みにより、同社では風通しがよくなり、従業員の方たちの働きがいの向上・愛社心の醸成につながったとのことでした。

今回行っていただいたプレゼンテーションは、参加したメンバーそれぞれが人財との向き合い方について考えさせられる大変貴重な機会となりました。企業訪問後は、同じく兵庫県の有馬御苑にて懇親会を行い、全員で人財の向き合い方について語り合いました。



### 平成30年12月 中南勢地区事業 ～交流つなぐを深めるボーリング大会・年末大懇親会～

平成30年12月1日、～交流つなぐを深めるボーリング大会・年末大懇親会～を四日市市（東海ポウル）にて開催しました。5つのチームに分かれ、対抗戦を通じて親睦を深めることができました。ボーリング大会後は同じく四日市市（助六寿司本店）にて大懇親会を行いました。大懇親会では青年部の活動を振り返り、来年一年の抱負を全員で語り合いました。



### 青年部の新入会員募集中!

私たち青年部は「学ぶべきことが、ここにある!」を合い言葉に活動しています。勉強会や情報交換会を通じて、互いに学び合う中で懇親を深めることができる集まりです。是非、ご参加ください!

入会資格: 正会員である50歳以下の方  
もしくは賛助会員の方

年会費: 年間24,000円

入会お問い合わせ・申込みは協会事務局まで  
TEL: 059-351-8488